

Go To トラベル事業 Q&A 集(7月25日時点)

- ・7/20時点版から7/23時点版にかけての追加・修正箇所は、**赤字**部分をご参照ください。
- ・7/23時点版から7/25時点版にかけての追加・修正箇所は、**青字**部分をご参照ください。

【総論】

<支援制度概要>

Q1 Go To トラベル事業の概要が知りたい。

A 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1／2相当額を支援することとしております。

支援額のうち、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与いたします。

また、1人1泊あたり2万円を上限としており、日帰り旅行については、1万円を上限としております。

なお、連泊制限や利用回数の制限はございません。

Q2 旅行代金が半額になるということでしょうか。

A そうではなく、旅行代金の1／2相当額を支援するが、支援額のうち、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与させていただくということです。

Q3 旅行者は、支援を受けるためには何をする必要があるのでしょうか。旅行の申し込み後、国や事務局に補助金を申請すればよいということでしょうか。

A 本事業に基づく旅行・宿泊代金の割引支援の適用を受けるためには、本事業における参加事業者登録を受けた事業者の提供するキャンペーン適用商品を申し込み・購入することが基本です。

当該商品を購入する際に、本事業による割引支援額を差し引いた額を旅行者から旅行業者等に支払うこととなります。

※なお、本事業開始前に既に予約していた場合など、例外的に、利用者による旅行後の還付手続きが必要な場合もございます。

Q4 支援額の計算の基礎となる「旅行代金」は税込み価格か、税抜き価格か。入湯税は含めていいのでしょうか。

A 税込み価格になります。入湯税があらかじめ予約した際の旅行・宿泊代金に含まれる場合には、入湯税を含めて構いません。ただし、旅行・宿泊代金とは別に、宿泊施設等の現地で支払う場合には、支援の対象外となります。

Q5 支援額の計算の基礎となる「旅行代金」にはサービス料は含めていいのでしょうか。

A 含めても構いませんが、各事業者の判断によります。

Q6 地域共通クーポンは1枚 1,000 円単位で発行し、1,000 円未満は四捨五入されるとのことで

すが、四捨五入の結果、「旅行代金の割引」と「地域共通クーポン」の支援額の合計が1／2を超えてよいのでしょうか。

A 地域共通クーポンの端数処理(1,000 円単位で発行、1,000 円未満は四捨五入)の結果、総支援額が旅行代金の 1/2 相当額を超えることは許容します。

Q7 地域共通クーポンは1枚 1,000 円単位で発行し、1,000 円未満は四捨五入されるとのことです、旅行・宿泊代金割引についても同様でしょうか。

A いいえ。四捨五入は行わず、1円単位で計算します(35%以下であれば構いません)。

Q8 旅行会社・OTA 等におけるシステムの都合上、割引額を 35%ちょうどではなく、一定の階段幅で設定することは許容されるでしょうか。

(例)5,000 円幅で割引額の階段幅を設定(20,000 円～24,999 円までは 7,000 円割引で固定)している場合

20,000 円の場合 支援額の率 $7,000 \text{ 円} \div 20,000 \text{ 円} = 35\%$

24,999 円の場合 支援額の率 $7,000 \text{ 円} \div 24,999 \text{ 円} = \text{約 } 28\%$

A 許容されます。ただし、当然ながら 35%を超えた設定は認められません。

Q9 海外から日本への航空券、日本から海外への航空券など、海外旅行は支援の対象となるのでしょうか。

A 本事業は国内旅行需要の喚起が目的のため、支援の対象外となります。

Q10 日本在住の外国人は対象となるのでしょうか。

A 本事業は国内旅行需要の喚起が目的のため、日本国内居住者であれば、在住外国人でも利用可能です。

<実施期間>

Q11 本事業は、いつから開始されるのでしょうか。

A 7月22日(水)以降に開始する旅行代金の割引を先行的に開始します。

(35%割引(代金の1／2相当額 × 7割))

通常の割引価格での旅行商品の予約販売が開始されるのは7月27日以降になります。

(事業者によって開始時期に差が生じます。)

一定の準備期間を要する地域共通クーポンは9月以降に開始する旅行から導入されます。

Q12 7月20日(月)から7月24日(金)まで旅行に行く予定ですが、支援を受けられるのでしょうか。

A 対象外となります。7月22日(水)以降に開始する旅行が支援の対象です。(パッケージツアート旅行商品は、7月22日(水)以前と以後に相当する旅行代金を区別して確定できないため、全体として支援の対象外となります。)

ただし、例えば、旅行期間中の各日の宿泊を別個に予約している場合については、7月22日(水)以降の宿泊分は対象となります。(7月22日(水)以降の旅行代金を区別して確定できるため、支援の対象となります。)

Q13 いつの旅行から、地域共通クーポンが発行されるのか。

A 9月以降を予定していますが、具体的な期日は決定次第改めてお知らせします。

Q14 地域共通クーポンを含めた本格実施日の前に9月以降の旅行を予約していた場合、地域共通クーポンはもらえるのでしょうか。

A 地域共通クーポンの発行を受けることができます。

※支援の内容(旅行代金割引のみか、地域共通クーポンももらえるか)については、旅行日ベースで判断します。

Q15 予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか。

A 予算がなくなったら事業は終了となります。ただし、特定の時期・季節に利用が集中するところがないよう、執行状況をモニタリングし、適切に運用する予定です。

<旅行代金割引先行実施>

Q16 地域共通クーポンを含めた本格実施までは、旅行代金の割引を先行的に開始するとのことです、その場合の支援額はどうなるのでしょうか。

A 旅行代金の35%割引となります(旅行代金の1／2相当額×7割)。

Q17 地域共通クーポンが発行・配布されるまでの間は、支援額が小さいという理解でよいですか。

A 旅行代金割引の先行実施期間は、支援額は旅行代金の35%となります。

Q18 地域共通クーポンを含めた本格実施までの旅行代金の割引の先行的実施期間においては、支援の上限額はどうなるのでしょうか。1人1泊2万円(日帰り旅行の場合は1万円)のままでしょうか。

A この間は、支援の上限額は、1人1泊あたり1万4千円(日帰り旅行の場合は7千円)となります。

Q19 「7月27日(月)以降、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、準備が整った事業者から、割引価格での旅行の販売を実施」とされていますが、どういう意味でしょうか。7月22日から事業が開始しても、7月27日にならないと結局割引にならないのでしょうか。

A あくまで7月22日(水)以降に開始する旅行から支援対象となります。

他方で、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、旅行者があらかじめ割り引いた価格で購入できるようにするために、各事業者における一定のシステム改修等の準備が必要となります。

こうした準備が整うまでの間は、支援対象となりますが、あらかじめ割り引いた価格では購入できないので、事後に割引分を返付します。割引分の還付は代金を受け取った者(宿泊施設を除く)を経由して行います。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っていれば予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請します。

7月27日(月)は、あくまで最速で準備(システム改修)が整うと見込まれる時期の目安であり、各旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等ごとに、割引販売(あらかじめ割り引いた価格での販売)による対応が整う時期は異なることとなる見込みです。割引販売による対応の準備が整った事業者については、観光庁 HP 等でお知らせする予定です。

<既存の予約>

Q20 Go To トラベル事業の開始前に、7月22日(水)以降に開始する旅行を予約していたが、支援の対象となるのでしょうか。

- A 支援の対象となります。ただし、①その旅行商品が Go To トラベル事業の支援対象であること、及び②その旅行商品を販売する旅行業者(宿泊商品であれば宿泊事業者)が今後本事業の参加事業者登録を受けること、の要件を充たすことが必要となります。
割引分の還付は代金を受け取った者(宿泊施設を除く)を経由して行います。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行つていれば予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請します。

<事後還付手続き>

Q21 旅行後の割引分の還付を申請する場合の手続きはどういった流れでしょうか。

- A 観光庁 HP に「事後還付手続きのご案内」を掲載しておりますので、ご参照ください。申請受付は8月14日(金)～を予定しています。

割引分の還付は代金を受け取った者(宿泊施設を除く)を経由して行います。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行つていれば予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請します。

旅行者自身が事務局に申請する場合の手続きの流れは以下のとおりです。

- (1)実際に旅行したこと等を証明するため、旅行者から事務局に郵送またはオンラインで以下の書類を提出します。

<宿泊の場合>

申請書(様式は事務局 HP・宿泊施設等で入手)、支払内訳がわかる書類(宿泊施設から入手)、宿泊証明書(宿泊施設から入手)、口座確認書(様式は事務局 HP・宿泊施設等で入手)、口座番号を確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)

- (2)事務局で書類を確認後、旅行者に還付します(口座振込、クレジットカード振込等)。

Q22 宿泊証明書とはどのようなものでしょうか。領収書ではダメなのでしょうか。

- A 利用者がその宿泊施設に宿泊したことを証明する書類で、宿泊施設が発行するものです。宿泊者名・宿泊日・宿泊人数などの情報が記載されているものであれば、各宿泊施設で通常使用されている既存の様式を使用していただいて構いませんが、モデル様式を観光庁 HP で入手可能です。

Q23 事後還付手続きについては、宿泊旅行のみが対象なのでしょうか。日帰り旅行は対象外でしょうか。

A 日帰り旅行についても対象ではありますが、何らかの方法により実際に旅行したこと等を証明する書類が提出されることが還付の大前提であり、証明ができない場合は還付ができない可能性があります。

Q24 既に申し込んでいる夜行フェリーの乗船に関して旅行後に還付手続きをとる際に、実際に乗船したことを証明する書類としてどのようなものが必要となるのでしょうか。

A 乗船したことを証明する書類として、乗船証明書、チケットの半券等を提出いただくことを想定しています。

また、乗船したことを証明する書類には、日付、人数、金額並びに自動車航走を伴う場合は自動車の種別及び台数が明記されていることが必要です。

Q25 旅行後の割引分の還付を申請したいのですが、いつまでに申請する必要があるのでしょうか。

A 8月14日(金)から9月14日(月)までの間に申請してください。詳細は、観光庁 HP に掲載している「事後還付手続きのご案内」をご参照ください。

Q26 団体旅行において、旅行後に割引分の還付を申請したい場合、申請は旅行者個人から行う必要があるのか、それとも、代表者が行えば足りるのか。

A 割引分の還付は、当該団体旅行の代金を受け取った旅行代理店経由で行うことを見定していることから、手続きは代表者が行うことと想定しております。

<旅行業者・宿泊事業者登録>

Q27 本事業による割引旅行・宿泊商品を取り扱う事業者となることを希望していますが、国(事務局)への参加事業者登録はいつから始まるのでしょうか。また、具体的にどのような内容を申請することになるのでしょうか。

A 参加旅行業者・宿泊事業者の登録は、7月21日(火)より開始しております。
観光庁 HP に登録申請フォームがありますので、そちらからご申請ください。
登録終了後に、事務局よりご連絡いたします。

Q28 旅行業者の登録は、旅行・宿泊などの事業者団体に加盟している事業者であっても、改めて行う必要があるのでしょうか。

A 事業者団体に加入しているかどうかに関わらず、個々の事業者ごとに登録申請を行う必要があります。

Q29 旅行業者として参加事業者登録を行った上で、更に個々の旅行商品について Go To トラベル事業適用商品としての登録を受ける必要があるのでしょうか。

A 不要。本事業の支援対象の範囲に含まれる旅行商品であれば、支援対象となります。

Q30 旅行代理店や OTA 経由のみで申し込みを受け付けている宿泊施設ですが、参加事業者登録は必要があるのでしょうか。

A 旅行代理店や OTA 経由のみを販路としている宿泊施設については、参加事業者登録（執行管理体制の審査等）は不要ですが、地域共通クーポンの配布や感染症対策の実施状況の把握のため、一定の情報登録をしていただくことが必要となります。
宿泊施設の HP 等で直接申し込みを受ける場合（直販の場合）については、参加事業者登録（執行管理体制の審査等含む）が必要です。

Q31 参加事業者の登録前に商品を割引で販売することは可能でしょうか。既存の予約分については予約の時点で登録ができていませんが、還付の申請はできるのでしょうか。

A 後日、登録が確認出来る宿泊施設であれば、7月22日時点に遡って、当該宿泊分が割引分の還付の対象となります。ただし、要件を満たさない等の理由により事業者の登録が認められない場合は割引や還付の対象とはなりません。

Q32 旅行・宿泊代金の割引支援の対象となる商品を取り扱う事業者の一覧については、HP などで公表されるのでしょうか。

A 本事業の公式 HP 等を通じて紹介することを想定しています。

Q33 旅行業登録を受けていない海外の旅行会社の商品は対象になるのでしょうか。

A 旅行業登録を受けていない海外の旅行会社の商品は対象になりません。

<地域共通クーポン加盟店登録>

Q34 地域共通クーポン加盟店となることを希望していますが、国（事務局）への参加事業者登録はいつから始まるのでしょうか。また、具体的にどのような内容を申請することになるのでしょうか。例えば、電子クーポンを読み取るための設備など、何か特別の設備などが必要になるのでしょうか。

A 地域共通クーポン加盟店の登録は、現時点では、7月下旬頃から開始することを予定しています。詳細は、観光庁 HP などを通じてお知らせいたします。例えば、事業者の名称・所在地・連絡先、給付金の振込口座等の情報を事務局に申請いただくこと等を想定していますが、いずれにせよ近日中に改めてお知らせします。地域共通クーポン加盟店となるために特段の設備を用意してもらうことは現時点では想定しておりませんが、詳細は改めてお知らせします。

Q35 百貨店やショッピングセンター・モール等については、個々の店舗が登録申請するのではなく、百貨店等がまとめて申請することができるのでしょうか。

A 詳細は調整中のため、近日中に改めてお知らせしますが、申請方法や申請ルートは、できる限り簡素で効率的な方法としたいと考えております。

Q36 地域共通クーポン加盟店の一覧については、HP などで公表されるのでしょうか。

A 本事業の公式 HP 等を通じて紹介することを想定しています。

<その他>

Q37 各地方公共団体などが実施している旅行代金割引などと併用することは可能でしょうか。

A 現在各地方公共団体などで独自に展開されているキャンペーン(観光需要喚起策)は、基本的には Go To トラベル事業が開始されるまでの間の支援策という位置づけであると認識しています。しかしながら、事業実施期間が重なる場合であっても、国としてはこれを妨げるものではありません(併用を認めるか、認めないかは各地方公共団体の判断となります。)。

Q38 旅行・宿泊代金の割引を行う旅行・宿泊事業者や地域共通クーポン加盟店となった場合、それぞれの事業者への事務局からの割引分の精算はいつから始まるのでしょうか。また、どの程度の期間で精算が行われるのでしょうか。

A Go To トラベル事業への参加事業者に対する旅行代金の割引や地域共通クーポンの精算につきましては、できる限り早く支払いができるよう、国から事業者への給付タイミングにつきまして、関係省庁と調整を行っております。いずれにしましても、参加事業者の資金繰りの観点から、可能な限り速やかな支払いを講じるべく取り組んでまいります。

【旅行・宿泊代金割引】

<旅行・宿泊代金割引全般>

Q39 複数の宿泊を内容に含む旅行における支援額を決定するに当たって、「1人1泊あたり2万円」を厳密に(宿泊日ごとに)適用するのでしょうか。

A 国の支援額は、1旅行予約単位で算出することとします(複数の宿泊を内容に含む旅行・宿泊プランのほか、ダイナミックパッケージでも同様です)。

<例>

2泊6万円(1泊目5万円、2泊目1万円)の旅行商品

→支援額は、 $6\text{万円} \times 1/2 = 3\text{万円}$

※ 1泊目のみに着目した場合には、支援上限額(1人1泊2万円)にあたりますが、1人1泊あたり2万円の支援上限額ルールを1旅行者ごと、1旅行日ごとに厳格に適用することは、実務上(システム上)対応が不可能なため、1旅行予約単位(この場合2泊6万円)で算出します。

Q40 家族で旅行する場合、子供や幼児はどうカウントするのでしょうか。

A 子供や幼児も1名とカウントして算出します。

<例>

2人1泊計6万円の家族旅行(大人1人1泊5万円、子供1人1泊1万円)

→支援額は、 $6\text{万円} \times 1/2 = 3\text{万円}$

※ 大人と子供1人ずつ適用すると2万円+5千円が上限ですが、あくまで1旅行予約単位で算出するため、支援上限額は4万円(2人×1泊2万円)となります。

※ 子供・幼児料金については、支援上限額ルールの適用を受けにくうことになりますが、大人と子供を区別して支援額を算出することは実務上(システム上)対応が困難なため、1名とカウントします。

※ 子供料金が発生しない場合「0円の場合」も1名とカウントします。

Q41 宿泊施設が自ら振り出す「宿クーポン」もあわせて適用したいのですが、支援額の計算の基礎となる「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。

A 宿泊施設が自ら振り出しいわゆる「宿クーポン」(具体的な名称・呼称の如何を問いません。)が利用される場合には、旅行・宿泊代金から「宿クーポン」による割引額を引いた後の価格をもとに、国の支援額を算出することになります。

※ 「宿クーポン」による割引前の価格をもとに算出することとした場合、いったん価格を引き上げた上で「宿クーポン」で引き下げるにより、国の支援額を不当に多く引き出す詐害的行為が想定されるためです。

Q42 地方自治体などによる独自の割引制度や OTA 等が発行するクーポン割引をあわせて適用したいのですが、支援額の計算の基礎となる「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。

A Go To トラベル事業による支援額の算出に当たっては、元値(「宿クーポン」を適用する場合は「宿クーポン」適用後の価格)をもとに計算することを基本とします。地方自治体などによる独自の割引制度等による割引後の価格をもとに国の支援額を算出する必要はありません。

他方で、制度やシステム上の都合により、当該地方自治体等による独自の支援制度による割引後の価格をもとに本事業の支援額を決定することは排除しません。

＜例＞

20,000 円の旅行について、県が 10,000 円引きする場合、

- ① $20,000 \text{ 円} \times 1/2 \times 70\% = 7,000 \text{ 円}$ 還付
- ② $(20,000 - 10,000) \times 1/2 \times 70\% = 3,500 \text{ 円}$ 還付
→ ①が基本、ただし、②でも問題ありません。

Q43 3泊4日の旅行について、①往復の航空券+1泊目のパック、②2泊目の宿泊単体、③3泊目の宿泊単体、と別々に予約・購入をした場合、支援額はどのように計算するのでしょうか。

A ①、②、③のそれぞれが1つの旅行として計算します。(①、②、③のいずれも2万円(1泊分)が支援の上限となります。)

Q44 事前に予約をした宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類などを購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金など、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも、支援の対象となるのでしょうか。

A 事前に予約を行っていたもののみが支援の対象となります。例えば、朝食付き宿泊プランとして申し込みを行っていた場合には朝食代金も含めて支援の対象です。一方で、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては支援の対象外となります。

Q45 事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金割引の対象になるのでしょうか。

A 事前に旅行会社で予約・支払いをしたツアーデ金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、ツアーデ金に含まれていれば支援対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。

Q46 旅行・宿泊代金を各種ポイントやマイルで支払った場合には、支援の対象になるのでしょうか。

A 代金を各種ポイントやマイルで支払った場合も支援の対象になります。あくまで元の旅行・宿泊代金を基に支援額を算出することとなります。

<例>

10,000 円の宿泊代金のうち 3,000 円分をポイントで支払った場合

$$\rightarrow \text{支援額} = 10,000 \text{ 円} \times 1/2$$

Q47 QUO カード等の換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行・宿泊商品は、(金券類の金額も含んだ形で)割引の対象となるのでしょうか。

A 換金性の高い金券類をプラン内容に含む旅行・宿泊商品は、支援の対象外です。

Q48 ポイントや航空マイル付きの宿泊プランは、割引の対象となるのでしょうか。

A 宿泊施設が自らポイントやマイルの設定を行うものについては、支援の対象外となります。
※ いったん価格を引き上げた上で、ポイントや航空マイルを多く付与することにより、国の支援額を不当に多く引き出す詐害的行為が想定されるため。

Q49 宿泊施設のデイユース利用は、旅行・宿泊代金割引の対象となりますか。

A 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日であるいわゆる「デイユース」については、割引の対象とはなりません。

<宿泊施設>

Q50 旅行会社を介さずに宿泊施設が旅行者に直接宿泊商品を販売する場合(いわゆる宿直販の場合)について、宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。HP による申し込みの場合はどうでしょうか。電話による申し込みの場合はどうでしょうか。

A 宿泊施設の予約システムを通じて宿泊記録が外部に確実に蓄積・保管される仕組みが構築されているなど、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となります。

Q51 民泊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 住宅宿泊事業法の届出をした住宅、国家戦略特区法の認定を受けた特区民泊であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q52 ゲストハウス、ドミトリー、ユースホステル、カプセルホテル、ウィークリーマンションなどは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q53 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 会員制のリゾートホテル・リゾートマンションについては、
①入会金(年会費)を支払えば、一定の日数無料で宿泊できる権利が与えられるもの
②会員向けの特別料金が設定されているもの
③会員のみしか利用できず、宿泊料金が設定されているもの
の大きく3種類があると考えられます。
このうち、①については1泊当たりの宿泊代金が存在しないため、割引支援の対象とすることはできません。
一方で、②については一般利用者とは異なる特別料金であっても1泊当たりの宿泊代金が発生するのであれば、この特別料金を基準に割引支援の対象とします。
③についても同様に、当該宿泊料金を基準に割引支援の対象とします。

Q54 寝台特急の保存車両を活用した宿泊施設は、旅行・割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q55 農泊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設、住宅宿泊事業法の届出をした住宅、又は国家戦略特区法の認定を受けた特区民泊であれば、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象になります。

Q56 キャンプ場のテント区画、コテージ、バンガロー、グランピングなどは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 旅館業法の許可を受けた施設については、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となります。
つまり、旅館業法の簡易宿所営業の許可が必要となるコテージ、バンガロー、常設のテントなどは、ホテル・旅館などと同様に支援の対象となります。
一方で、旅館業法の許可が必要ない、持ち込みテントのためのサイト(区画)などは、支援の対象となりません。

Q57 キャンピングカーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A キャンピングカーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となりません。

Q58 宿坊は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A 旅館業法の許可を受けた施設については、適正な執行管理のための体制が確保されていることを条件に、支援対象となります。

＜宿泊施設に準ずるもの＞

Q59 夜行フェリーは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A ベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが提供されるとともに、枕、毛布その他の寝具が提供されているものについては、宿泊施設に準ずるものとして、支援対象となります。

Q60 夜行フェリーについて、2等桟敷(カーペット)席は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A ベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが提供されるとともに、枕、毛布その他の寝具が提供されているものについては、宿泊施設に準ずるものとして、支援対象となります。

Q61 夜行フェリーについて、自動車航走運賃に運転者1名分のシングル個室利用料金が含まれていますが、この自動車航走運賃が旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A 地域経済に好循環を創出するという本事業の制度趣旨に照らし、乗用車については対象とします(事業用トラックは対象外)。

※ 「自動車航送運賃」とは、船舶により自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって二輪のもの以外のもの)並びにその運転者及び積載貨物を運送する場合の対価をいいます。

Q62 夜行フェリーにバイクや自転車で乗船する場合、旅客運賃+特殊荷物(二輪車)料金を支払うこととなります。この場合の特殊荷物(二輪車)料金は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A 旅客運賃と特殊荷物(二輪車)料金がセットで発券されている場合には、特殊荷物(二輪車)料金を含めて支援の対象となります。

Q63 「夜行」フェリーの定義は何でしょうか。例えば、午前2時に出発して午前6時に到着するのは「夜行」フェリーと言えるのでしょうか。午前5時に出発して午前9時に到着するものはどうでしょうか。

- A 概ね午後9時から午前3時までの間において運航している便(当該時間帯の中で運航が開始され終了する便のほか、当該時間帯の前から運航が開始され当該時間帯に運航が終了する便や、当該時間帯に運航が開始され当該時間帯後に運航が終了する便を含みます)であって、宿泊を伴うものを「夜行」フェリーと定義することを検討中です。

Q64 寝台列車は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

- A ベッドと同視できるフルフラットの睡眠スペースが提供されるとともに、枕、毛布その他の寝具が提供されているものについては、宿泊施設に準ずるものとして、支援対象となります。一方、夜行列車で座席のみを利用する(寝台を利用しない)場合など、座席のみみなされるものは対象外となります。

普通乗車券・特急券等の払戻手続き等を取ることで割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるもので利用する場合は、対象外となります。募集型企画旅行(パッケージツアー)や、団体乗車券でご利用の手配旅行・受注型企画旅行の場合は対象となります。

Q65 夜行バスは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 対象とはならないです(=座席のみとみなされるものは支援の対象外であるため)。

※この他、夜行バス運営会社については、地域共通クーポンの加盟店となることは可能です。

<交通機関等>

Q66 レンタカ一代は、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A レンタカ一代のみでは支援対象とはならないですが、「宿泊+レンタカー」のセットプランであれば、支援の対象となります。

※この他、レンタカー店については、地域共通クーポンの加盟店となることが可能です。

Q67マイカー利用は対象となるのでしょうか。

A マイカーを利用して「宿泊+高速道路周遊バス」のセットプランを利用する場合や、「高速道路周遊バス+体験型アクティビティ」の日帰り旅行プランを利用する場合については、支援の対象となります。

<教育旅行>

Q68 修学旅行は、本事業の支援対象となるのでしょうか。

A 支援対象となります。

<日帰り旅行>

Q69 本事業の支援対象となる「日帰り旅行」の定義が知りたい。

A 次の2つの要件を同時に満たすものを本事業の支援対象となる「日帰り旅行」と定義します。

- ① 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと
- ② 旅行先で、運送サービスを提供する者以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービスを含むこと(2地点間の移動のみを主たる目的とし、地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。)

Q70 ある地域内での自由な乗降を認める地域周遊切符と、旅行先での消費となる食事や観光体験等とのセットプランについては、支援対象となるでしょうか。

A ある地域内(フリーエリア)での自由な乗降を認める周遊切符については、宿泊旅行の際の現地での滞在の際の利用の可能性も高いことから、これを日帰り旅行として支援することはできません。

他方で、フリーエリアでの自由な乗降を認める周遊切符に加えて、出発地からフリーエリ

アまでの往復乗降券をセットにしたプラン(例えば、A 駅発着で、B 地区エリア乗り放題の周遊切符と、現地の B 地区での食事や観光体験等をセットにしたプラン)については支援対象となります。

Q71 1泊2日で旅行に行き、2日目に旅行先から別の日帰り旅行(交通+現地アクティビティ等)を申し込む場合、支援対象となるのでしょうか。

A 宿泊旅行の旅行先から新たに出発する日帰り旅行を申し込む場合は、

- ① 同日中に宿泊旅行の旅行先に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと
- ② 日帰り旅行の旅行先で、運送サービスを提供する者以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービスを含むこと(2地点間の移動のみを主たる目的とし、地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。)

であれば、別々の旅行とみなすことができるため、支援対象となります。

(例えば、A 市に宿泊し、A 駅から B 県への日帰りいちご狩りバスツアーを申し込み、同日中に A 駅に戻ってくるプランの場合、支援対象となる。A 駅から出発し、C 駅で解散するようなプランの場合、支援の対象外となります。)

Q72 「鉄道乗車券+索道(リフト)乗車券」など、交通+交通のセット商品は対象になるのでしょうか。

A なりません。

Q73 いわゆる「日帰りバスツアー」には、募集型企画旅行によるものと、定期観光バスによるものがあるが、いずれも旅行・宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。

A 募集型企画旅行のみが支援対象となり、定期観光バスは支援対象となりません。

【地域共通クーポン】

<地域共通クーポン全般>

Q74 地域共通クーポンとはどういうものでしょうか。

A 旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、地域共通クーポン加盟店(土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など)で使用できるクーポンのことと言います。

Q75 地域共通クーポンは、紙の商品券なのでしょうか。

A 紙媒体のクーポン(商品券)のほか、電子媒体のクーポンも準備する予定です。

Q76 地域共通クーポンの発行単位について知りたいです。また、お釣りはでるのでしょうか。

A 地域共通クーポンは1枚 1,000 円単位で発行する商品券(支援額の計算に当たって、1,000 円未満を四捨五入)ですので、お釣りはできません。

Q77 旅行先で使わなかった地域共通クーポンは払い戻しできるのでしょうか

A 払い戻しはできません。

Q78 地域共通クーポンを紛失したが、再発行は可能でしょうか。

A 再発行はできません。

Q79 地域共通クーポンは誰が発行するのでしょうか。各旅行業者か、あるいは地域の観光協会でしょうか。

A 地域共通クーポンは、国(事務局)が発行します。

Q80 地域共通クーポンはどこで受け取るのでしょうか。

A 制度の詳細については改めてお知らせするが、概ね以下の方法を想定しています。

- ① 旅行代理店経由で旅行を申し込む場合：旅行代理店で受け渡し
- ② OTA 経由で旅行を申し込む場合：宿泊施設で受け渡し
- ③ 宿泊施設に直接宿泊を申し込む場合：宿泊施設で受け渡し

※なお、日帰り旅行については、例えば、「日帰りバスツアー」の場合はバス乗車時の受け渡し、「往復乗車券+日帰り温泉券」の場合は駅の窓口での受け渡しを想定していますが、各事例に即した詳細は改めてお知らせいたします。

Q81 宿泊施設が地域共通クーポンを旅行者に渡すときに、そのクーポンの使用先を自らが提携している事業者に限定することはできるのでしょうか。

A できません。

Q82 地域共通クーポンの利用可能場所・利用可能時期については、クーポン券に印字されるのでしょうか。旅行代理店や宿泊施設で記入等する必要があるのでしょうか。

A 検討中です。

Q83 旅行者は、地域共通クーポン加盟店であるかどうかをどのように見分けるのでしょうか。

A 詳細は登録された地域共通クーポン加盟店に改めてお知らせするが、店頭にロゴ入りのステッカーを表示するなど、利用者にとってわかりやすい表示をしていただくことを求める予定です。

Q84 宿泊施設内に飲食店や土産物店がある場合、地域共通クーポン加盟店への加盟は可能なのでしょうか。

A 可能です。ただし、宿泊代金の支払いを地域共通クーポンで行うことはできません。また、当該宿泊施設が参加事業者登録をしていたとしても、別途地域共通クーポン加盟店としての登録を行うことが必要です。

Q85 公営企業体(例：市営地下鉄・市電等)は、地域共通クーポン対象事業者として登録を受けても問題はないのでしょうか。

A 問題ありません。

Q86 地域共通クーポン加盟店が精算(給付金の請求)をする際に、申請書やクーポン券の半券等を事務局に郵送することになるが、その際の郵送代は加盟店が負担する必要があるのでしょうか。

A 事務局において負担することを予定しています。

<利用対象>

Q87 地域共通クーポンはどのようなものに利用できるのでしょうか。利用できないものはあるのでしょうか。

A 地域共通クーポンは、旅行中における地域での消費を喚起する観点から付与するものですので、土産物店、飲食店、観光施設、体験アクティビティ、交通機関など広く対象となります。利用対象外となるものは、公表概要資料を参照していただきたいが、一例をあげれば、税金の支払い、宝くじ、水道光熱費の支払い、金券の購入などです。

【その他】

<感染症対策>

Q88 本事業に参加する旅行業者・宿泊事業者・OTAは、どのような感染症対策を講じることが求められるのでしょうか。

A Go To Travel事業による支援対象となる旅行業者・宿泊事業者は、参加登録の申請の際に感染症拡大防止対策に係る「参加条件」を満たすことを求めます。詳細については、公表する概要資料を参照してください。

Q89 「若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行」は、支援の対象外なのでしょうか。

A 若者の団体旅行であることをもって支援の対象外とするものではなく、個人旅行か団体旅行であるかに問わらず、感染予防対策を徹底いただけない場合は支援の対象外となります。

若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は、一般的にリスクが高いと考えられますが、修学旅行・教育旅行のように指導・引率の先生方がおられるなど、一定の規律に基づいて適切に旅行が実施されることが想定されるものについては、基本的に、控えるべき旅行には該当しないと考えています。

Q90 参加条件に検温をすることと書いてあるが、検温結果は書面で保管する必要があるのでしょうか。

A 書面での保管までは必要ありません。

Q91 参加条件に本人確認すると書いてあるが、運転免許証等の本人確認書類はコピーを取って保管する必要があるのでしょうか。

A コピーの保管までは必要ありません。

Q92 セルフチェックインのホテルにおいても、検温や本人確認を行う必要があるのでしょうか。

A すべての宿泊施設において、検温や本人確認を実施していただく必要があります。
具体的な実施方法については、各事業者において検討をお願いします。

<当面の例外措置>

Q93 当面の間、東京発着の旅行が Go To トラベル事業の支援対象外と聞いたが、対象外となる旅行の定義について教えてください。

A 以下の旅行について、既に予約が入っているものも含め、当面、支援の対象外とします
(7/17 発表)

- ① 東京都が目的地となっている旅行
- ② 東京都に居住する方の旅行

Q94 東京都に居住する者の都内への旅行は対象外なのでしょうか。

A 対象外となります。

Q95 東京都以外に居住している者が、都内(例えば、羽田空港や東京駅)から出発する旅行に参加するが、対象外なのでしょうか。

A 対象外なりません。

Q96 東京都に居住しているかどうか、どのように確認するのでしょうか。

A 旅行の申込み時、宿泊施設へのチェックイン時等に、住所が証明できる書類(運転免許証等)の提示を求めること等により確認します。

Q97 東京都以外に居住する者が、交通機関等により東京都内を通過して東京都以外の道府県に旅行する場合は、対象外となるのでしょうか。また、東京都内のターミナル駅等で乗り換える場合はどうでしょうか。

A 単に通過・乗り換えする場合は、対象外ではありません。

Q98 団体旅行、**小グループでの旅行、家族旅行**の場合、参加する全員の居住地を確認するのでしょうか。それとも代表者(申込者)の居住地を確認するのでしょうか。

A 代表者の居住地を確認します。ただし、代表者(申込者)以外の旅行者の同伴者の居住地の確認を求める場合があります。

同行者に東京都在住の方が含まれる場合は、その同行者の旅行に係る割引分の還付は行いません(事後に明らかになった場合には、返還請求の対象となります。)。

Q99 法人として旅行を申し込む場合、東京都に居住する者と東京都以外に居住する者が混在する可能性がありますが、どう取り扱うのでしょうか。

A 法人の所在地を基準といたします。

Q100 修学旅行の場合、東京都に居住する生徒と東京都以外に居住する生徒が混在する可能性があるが、どう取り扱うのでしょうか。

A 学校の所在地を基準とします。

Q101 東京都内の港や駅を発着するクルーズ・夜行フェリー・寝台列車は、対象外なのでしょうか。

A 東京都内の港や駅において、乗車船又は降車船する場合は対象外となります。

Q102 地域共通クーポンについて、例えば、千葉県内に宿泊した場合に発行されるクーポンは東京都内の加盟店でも使えるのでしょうか。

A 地域共通クーポンの発行は9月以降を予定しているが、仮に今般の例外措置がそれ以降も継続した場合には、設例の場合に発行される地域共通クーポンは東京都内の加盟店では利用できることとする予定です。

Q103 適用除外となった東京都を目的地とする旅行や東京都に在住している人の旅行に関してキャンセル料は負担しなくてよいと聞いたが、詳細を教えてください。

A 東京都を目的地とする旅行と東京都に在住している方の旅行について、7月10日(本事業開始の発表日)～7月17日(東京適用除外の発表日)までの間に予約した旅行者は、キャンセル時にキャンセル料を払わなくても良いこととし、キャンセル料を收受しないよう、旅行業者等に徹底しております。

既にキャンセル料を支払った旅行者の方は、旅行業者等に返金を求めることが可能です。また、旅行業者等に実損が生じる場合には、Go To トラベル事業の予算で対応する予定です。

Q104 既にキャンセル料を支払ってしまったのですが、どのようにして返金してもらえるのですか。

A 旅行を予約した旅行会社・オンライン予約サイト・宿泊施設に直接お問い合わせください。旅行者の方が、国や事務局に返金申請をする必要はありません。キャンセル料の返金手続きは8月半ば頃に開始することを予定しておりますが、詳細は改めてお知らせします。

Q105 旅行会社等に生じる「実損」はどのように算定するのですか。旅行会社等は国に請求するため、「実損」を一つ一つの旅行ごとに証明する必要があるのですか。

A 詳細は改めてお知らせしますが、「実損」としては、旅行会社等であれば、宿泊施設・バス会社等の手配先に支払う必要がある費用など、宿泊施設であれば、既に調達をしてしまった食材の費用などが典型的には想定されます。
個々の旅行ごとに実損額を証明いただかについては、平均的に生じる実損額を一律にお支払いする方法によることも含めて検討中です。

Q106 旅行会社や宿泊施設が国に対してキャンセルに伴う「実損」分を請求する場合の手続きについて教えてください。どのような書類が必要となるのですか。

A 詳細は改めてお知らせしますが、予約記録がわかる書類(居住地・予約日・旅行先・旅行

日が記載されているもの)、取消料規定などの提出を求める予定です。なお、申請内容の適切性を確認するため、書類の追加提出を求めるとともに、事務局が監査を行う可能性があります。また、国としても法令に基づく立入検査を実施する場合があります。これらの監査等(事業者・旅行者などからの通報を含む)を通じて仮に不正が発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取消しを行うとともに、事業者名の公表、不正受給分の返還請求を行う予定です。

Q107 仮に今後、他の地域が本事業の適用除外となった場合、その時点において申し込みがされていた旅行に係るキャンセル料も補償されますか。

A 今般の措置は、本事業の運用方針の変更リスクについて事業者・旅行者双方に十分な理解がなかったという特殊事情を踏まえた例外的な取扱いとなります。今後、旅行者において、今後の感染状況次第で事業の運用方針に変更が生じるリスクがあることを十分に理解した上で、旅行の申込を行っていただきますようお願いいたします。また、本事業の参加旅行業者・オンライン予約サイト・宿泊施設においては、旅行者に対して、こうしたリスクがある旨を申込時に旅行者に対して丁寧に説明してください。

<説明会>

Q108 本事業に関する説明会は、いつ、どこでやるのでしょうか。

A 観光庁 HPにおいて案内しております。

Q109 事業者向け説明会がいつも満席です。より多くの事業者の参加を促すため、説明会を録画して配信したり、オンラインでの説明会を開催するなどの工夫を行うべきではないでしょうか。

A 7月27日以降準備が整い次第、説明会の録画配信等を行うことにより、実際の説明会への参加が難しかった方々へのご説明を行う予定です。

Q110 不明な点はどこに問い合わせればよいのでしょうか。

A 事務局の電話専用相談窓口にお問い合わせいただきたい。

【電話番号】

一般利用者の方: 03-3548-0540(7月31日まで毎日受付)

03-3548-0520(土日祝は休み)

※8月1日以降は、別の電話番号にてご案内予定

事業者の方: 03-35

48-0531(7月31日まで毎日受付)

03-3548-0525(土日祝は休み)

※8月1日以降は、別の電話番号にてご案内予定

【受付時間】

10:00～17:00 ※当面の間